



交通安全家庭新聞

事故防止の決め手は…

目配り・気配り!

何かと制約の多かった生活も、少しずつ元に戻りつつあり、レジャーやショッピングなどで外出する機会も増え、車や歩行者・自転車の往来も増えてきました。交通安全が増える懸念もあります。

道路交通の場での何気ない自分の行動が、知らず知らずのうちに他者(車)に危険や迷惑を及ぼしていないかどうか。今一度チェックし、周囲に対する目配り・気配りを怠ることなく、安全通行・安全運転に努めることが大切です。



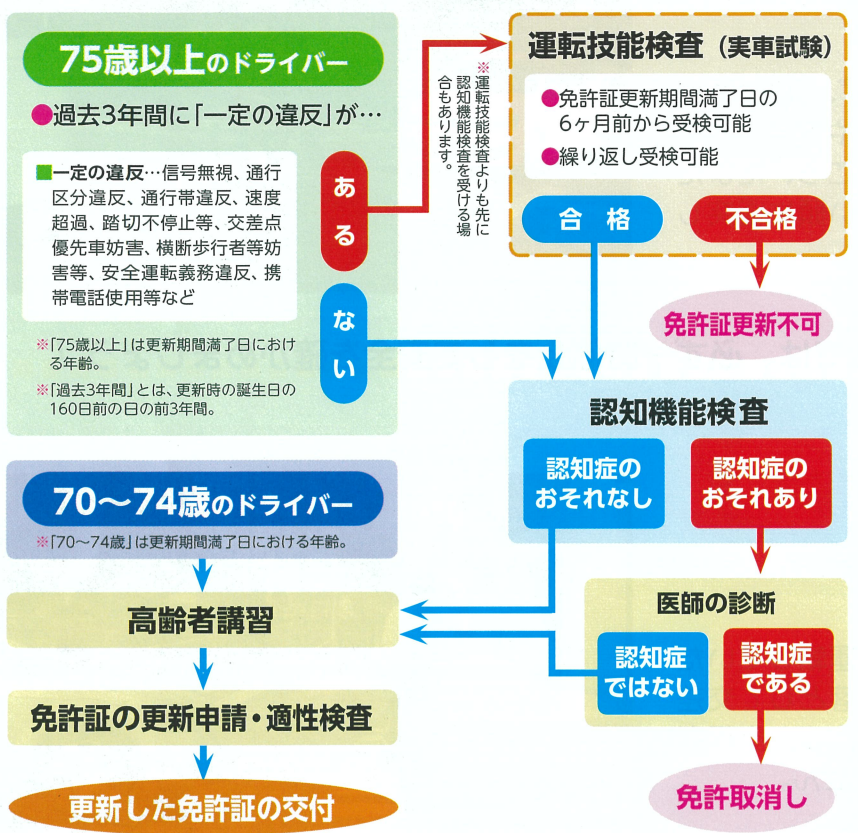
泉崎村交通対策協議会
 泉崎村交通安全協会
 泉崎村交通安全母の会

令和4年5月13日施行・道路交通法一部改正

「一定の違反歴」がある75歳以上の免許証更新者に「運転技能検査」の受検が義務づけられました!

75歳以上で「一定の違反歴」があるドライバーが免許証を更新するには、更新期間満了日の前6カ月以内に「運転技能検査」(実車試験)を受けなければなりません。「運転技能検査」は繰り返し受けることが可能ですが、合格しなければ免許証を更新することはできません。 ※更新期間満了日が令和4年11月12日以前の人は「運転技能検査」受検の対象外です。

70歳以上のドライバーの免許証更新の流れ



「サポートカー限定免許」が新設されました!

サポートカー(安全運転サポート車)とは、事故防止や事故による被害軽減に有効な一定以上の先進安全性能を有した普通自動車のことで、**運転することができる普通自動車をサポートカーに限定する条件が付与された免許が「サポートカー限定免許」**です。

この免許は、**加齢による心身機能の低下などにより運転技能に不安がある高齢ドライバーを想定した**もので、普通免許を受けているドライバーであれば年齢にかかわらず、都道府県公安委員会に申請して普通免許に「サポートカー限定」の免許条件を付与することができます。



令和4年 夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動

期 間 令和4年7月16日(土)から7月25日(月)までの10日間

運動のスローガン 「締めました!」 乗る人みんなの 合言葉

年間スローガン わたります 止まるやさしさ ありがとう

- 運動の重点
- (1) 子供と高齢者の交通事故防止
 - (2) 道路横断中の交通事故防止
 - (3) 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶
 - (4) 自転車の交通事故防止とヘルメット着用の促進
 - (5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



道路を渡るときは事故に遭う危険性が高いのに…

1 いきなり道路を渡っていませんか？

- 特に自宅近くの通り慣れた道路で「いつも車はこないから…」と油断し、安全確認をおろそかにして道路を渡り始めたところ、たまたまやってきた車と横断中に衝突した…という事故が多発しています。



横断前に必ず一度立ち止まり、車がきていないかしっかり確かめましょう！

2 車のすぐ前や後ろから渡っていませんか？

- 走り去った車のすぐ後ろや、道路脇に止まっている車のすぐ前や後ろから道路を渡り始めたところ、その車が安全確認の妨げになり、接近してきた別の車に気づかず横断中に衝突した…という事故が多発しています。



近くに車がない、左右の見通しが良いところで渡りましょう！

3 夜間、車がきているのに渡り始めていませんか？

- 近づいてくる車のライトが見えているにもかかわらず、暗さで車との距離を見誤り、「まだ遠くにいるので渡れる…」と道路を渡り始めたところ、思ったよりも早く接近してきた車と横断中に衝突した…という事故が多発しています。

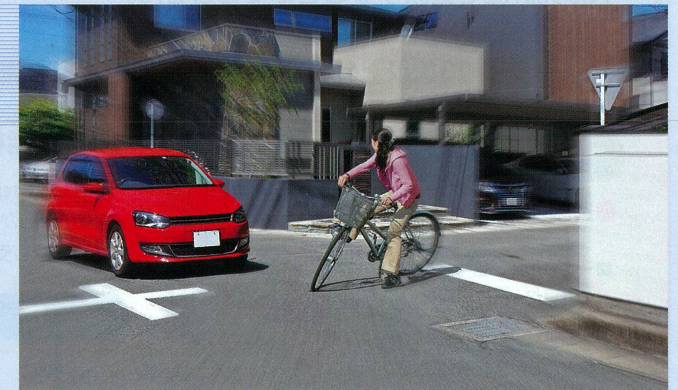


車が近づいてきているときは、その車が通りすぎるまで待ちましょう！

自転車にも、ちゃんと交通ルールが定められているのに…

1 いきなり交差点に進入していませんか？

- 「止まれ」の標識があるにもかかわらず、「いつも車はこないから…」と油断し、一時停止や安全確認を怠っていきなり交差点に進入したところ、たまたま交差点からやってきた車と出会い頭に衝突した…という事故が多発しています。



「止まれ」の標識があるところでは、必ず一時停止をして安全を確認しましょう！

2 スマホを使いながら運転していませんか？

- スマホを手に持って画面を見ながら運転していたところ、赤信号や一時停止標識を見落として交差点からきた車と出会い頭に衝突したり、歩行者と衝突したりする事故が少なくありません。



運転しながらスマホを使用するのは絶対にやめましょう！

3 当たり前のように歩道を通行していませんか？

- 歩道では歩行者の通行が優先であるにもかかわらず、我が物顔で歩道を通行していた自転車が歩行者に衝突する事故が少なくありません。

※自転車は車道の左側通行が原則です。自転車が歩道を通行できるのは、13歳未満や70歳以上が運転する場合、「通行可」の標識や標示がある場合などに限られます。



歩道通行が可能な場合でも、歩行者が多い歩道では自転車を押して歩きましょう！

ドライバーの皆さんは、歩行者・自転車の危険行動を予測し、その危険が現れても確実に避けられる「構え」で運転しましょう！